

ジェネリック医薬品普及への薬剤師の役割

増原 慶壮 KEISO MASUHARA
 聖マリアンナ医科大学病院薬剤部

〔 Received May 8, 2008 〕

2002年4月に診療報酬の改定に伴い、ジェネリック医薬品を処方する側とジェネリック医薬品を調剤する側のそれぞれに診療報酬が認められ、ジェネリック医薬品の普及が政策として開始された。2003年4月には、特定機能病院にDPCが導入され、ジェネリック医薬品の使用促進の側面からの支援が行われた。

2006年4月には、処方せん様式の変更が行われ、処方せんの「後発医薬品への変更可」の欄に処方医が署名又は記名・押印した場合には、保険薬局で調剤する際に薬剤師は患者の同意を得てジェネリック医薬品への変更が可能になった。2008年4月には、処方せん様式が再変更され、処方せんの「後発医薬品への変更不可」の欄に処方医の署名又は記名・押印がない場合には、薬剤師は調剤をする際に、患者の同意を得てジェネリック医薬品に変更することができる。さらに、後発医薬品の使用を促進するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、保険医療機関及び保険医療担当規則等において、以下のとおり規定している。

- (1) 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- (2) 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が薬価収載されている場合で

あって、処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

- (3) 保険医は、投薬、処方せんの交付又は注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

このように、ジェネリック医薬品の使用促進が国及び関係者に図られた。

薬剤師は、薬の専門家としてジェネリック医薬品の普及に取り組みなければならないことが明確になり、ジェネリック医薬品を普及させるために薬剤師の役割を再度、考え直してみる機会としたい。同時に、薬剤師は、ファーマシューティカルケアの実践として、医師と協力して患者医療費の負担を最小限に抑えながら良質の薬物治療を提供することが重要である。ファーマシューティカルケアの実践を通して、ジェネリック医薬品の使用促進における薬剤師の役割について記述する。

1. ファーマシューティカルケアについて

1990年にアメリカの病院薬剤師である Hepular¹⁾ は、1960年代から進められていたクリニカルファーマシーを、患者の視点に立った観点から勧めるために、新たな薬剤師の理念であるファーマシューティカルケアを提唱した。この理念は「患者のQOLを改善するという明確な成果を引き出す目的のため

*〒216-8511 川崎市宮前区菅生 2-16-1
 TEL: 044-977-8111, FAX: 044-977-5752
 E-mail: keisou@marianna-u.ac.jp